

——災害時の円滑なボランティア活動を目指して——

# 岩手県防災ボランティア活動推進指針

平成 26 年 3 月

(令和 3 年 3 月改定)

岩 手 県

## 目次

本指針における用語の定義	2
第1 指針策定の背景と目的	4
第2 岩手県の災害時におけるボランティア活動の状況と課題	6
1 東日本大震災津波におけるボランティア活動の状況	
2 東日本大震災津波におけるボランティア活動に係る課題	
3 平成25年7月から9月にかけての大雨洪水災害におけるボランティア活動の状況・課題	
4 平成28年台風第10号災害におけるボランティア活動の状況・課題	
5 令和元年台風第19号災害におけるボランティア活動の状況・課題	
第3 防災ボランティア活動推進のための基本的視点	9
1 平時における関係機関・団体のネットワークの構築	
2 災害時における連携・協働体制の構築	
3 地域の「受援力」を高める取組の推進	
第4 防災ボランティア活動推進のための取組方向	10
1 災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組	
2 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取組	
3 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組	
4 要配慮者世帯及び被災者ニーズの把握に向けた取組	
第5 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」について	13
1 目的	
2 連絡会議（平時）の設置	
3 市町村域ネットワークの構築	
4 災害時情報共有会議（広域）	
5 災害時情報共有会議（被災地）	

## 本指針における用語の定義

### ① 防災ボランティア

災害に係る「予防（訓練・啓発）」から、「応急・避難生活支援」、そして「復旧・復興・生活再建」を支援するボランティア。

なお、災害時は被災地や被災者に負担が掛からぬよう、食料・装備品の準備や交通手段・宿泊場所の確保等を自ら行った上で活動すること（自己完結）が原則とされている。

※ 東日本大震災津波に係る「防災ボランティア」に該当する表記は、実際に使用されていた「災害ボランティア」としている。

※ 国においては、防災基本計画等において「防災ボランティア」という言葉を用いているが、直接的な定義はされていない。なお、「防災」という用語については、次のとおり説明している。

#### 防災とは

「防災」とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」をいいます。〈災害対策基本法〉

つまり、「予防（訓練・啓発）」から、「応急・避難生活支援」、そして「復旧・復興・生活再建」など、事前から事後にいたる「災害の全ての局面」に掛かる用語です。

救援活動にかぎらず、復旧・復興の取組、また、平時の予防や訓練、防災意識の啓発など、防災ボランティアには、さまざまな参加のしかたがあります。

（内閣府HP 防災ボランティア活動の基礎情報より）

### ② 専門ボランティア

防災ボランティアのうち、専門的な技能や資格をもって活動を行うボランティア（個人及び団体）

※ 想定される専門ボランティア：救助・救援、医療・助産、保健、福祉・介護、通訳（外国語、手話）、輸送、通信（アマチュア無線等）、建物判定、障害物除去、家畜防疫・ペット保護、栄養食生活指導、食品衛生指導

### ③ 災害ボランティアセンター

災害時に防災ボランティアの受入れや被災者のニーズ把握などを行う拠点。

岩手県地域防災計画においては、「防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整」等を市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部地区及び分区が行い、「防災ボランティア活動に係る県、市町村社協、関係団体との連絡調整」等を岩手県社会福祉協議会が行うこととしている。

### ④ NPO等

NPO、NGO、一般法人及び公益法人等

⑤ 中間支援組織

「被災者支援に関わる様々な主体による活動の支援や組織間の調整をおこなう役割を担う組織」のこと。各団体の活動状況・支援ニーズ・課題等の情報共有を行い、支援の抜け・漏れ・落ち・ムラをなくし、総体としての支援活動を最大化することを目的としている。

東日本大震災津波以降、被災者支援に携わる主体が多様化したことに伴い、重要性が指摘されている。

本指針においては、岩手県内で発生した災害に対応する中間支援組織のことを「岩手中間支援組織」とし、いわて NPO 災害支援ネットワーク (INDS) がこの役割を担っている。

県内には、その他にも「市町村域の中間支援組織」が発足しており、岩手中間支援組織との間で協働し、支援のコーディネート活動にあたることが求められる。

⑥ いわて NPO 災害支援ネットワーク (INDS)

平成 28 年台風第 10 号災害の被災者支援を契機に、県内 NPO 等が「災害ボランティアセンターとの連携」、「それぞれの主体の活動がより推進されるためのネットワーク (情報共有の場) づくり」、「県内外の支援活動を行う団体への情報発信等のサポート」を目的に結成された。

⑦ (特非) 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (以下「JVOAD」)

東日本大震災津波の際に明らかになった、ボランティアや支援団体と政府・行政 (省庁、都道府県、市町村) と企業などとのコーディネーションの課題に基づき、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の「連携の促進」及び「支援環境の整備」を図ることを目的として設立された。

⑧ 市町村域ネットワーク

災害の発生に備え、平時の取組として「想定災害」「自治体の規模」「地域特性」等に併せてあらかじめ、各地で検討しておくことが内閣府発行「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」にて求められている。

本指針では市町村域の社会福祉協議会、NPO、ボランティア、自治会、消防団等のコミュニケーションが図られており、上記ガイドブックで求められている取組がなされる等、災害時に関係団体等が連携しあえる体制等を「市町村域ネットワーク」と呼称する。

## 第1 指針策定の背景と目的

- 本県に未曾有の人的・物的被害をもたらした東日本大震災津波においては、被災地の行政機能さえも麻痺するような状況の中で、発災直後から日本赤十字社や多くのNPO等によるボランティア派遣の動きがあり、また、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターを通じて活動したボランティアも多数（令和2年2月末時点で延べ56万8千人以上）に上った。
- これらボランティアの活動は、被災地のマンパワー不足を補うのみに留まらず、柔軟かつきめ細やかな支援活動により多くの被災者を支え、その生活再建に向けての意欲を促し、改めてその重要性を示した。
- 一方、市町村社会福祉協議会自体が被災したことなどにより、発災後しばらくの間、災害ボランティアを受け入れることができない市町村があったほか、経験不足等に起因するNPO等の受入れをめぐる混乱や、行政、社会福祉協議会、NPO等との連携が十分に行われなかったなどの課題も指摘された。
- こうした災害ボランティア活動の課題から分かるように、防災ボランティア活動の一層の推進に向けては、平時から、県域及び各市町村域での関係機関・団体等のネットワークを構築し、災害に備えた体制を確保することが必要であり、併せて、地域のボランティアを受け入れる力、いわゆる「受援力」を高めることが重要である。
- 平成25年7月から9月にかけての大雨洪水災害においても、東日本大震災津波で得られた経験が生かされたが、一方で、依然として大震災と同様の課題が指摘されており、平時からの取組を充実させていくことの重要性が再認識された。
- こうしたことから、岩手県では「災害ボランティアのネットワーク化にあたってのガイドライン」策定以降の災害の経験やボランティア活動の成果・課題を踏まえ、今後の災害に備えた取組の方向性を示し、関係機関・団体が認識を共有して、官民協働で一層活発かつ効率的な防災ボランティア活動が展開されるよう、平成26年3月に岩手県地域福祉支援計画に基づき本指針を策定した。

○ 本指針策定後に発生した、平成28年台風第10号災害に際しては、県内NPO等による市町村社協が設置する災害ボランティアセンターへの運営支援が実施される等、活発かつ効率的なボランティア活動が展開された。

また、同災害を契機に、県内NPO等が「いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）」を立上げ、JVOAD等と連携し、行政、社会福祉協議会と協働で被災者支援を実施する等、本県における岩手中間支援組織としての役割を果たした。

○ 平成28年熊本地震をはじめとして県外各地で発生した災害においても、JVOADや岩手中間支援組織が中心となり、定期的に被災者支援関係者（行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等）による情報共有会議を開催するなどの取組を行い、円滑な情報共有や活動調整に大きな役割を果たしている。

○ これらの状況を踏まえ内閣府では「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携協働ガイドブック～三者連携を目指して～（平成30年4月、内閣府防災担当）」を発行し、各都道府県における取組の促進を図っている。

○ その後、令和元年度に発生した台風第19号災害においても、県内NPO等による災害ボランティアセンターへの支援が引き続き行われ、支援にあたっては、岩手中間支援組織を中心として、関係者間の情報共有会議が行われるなど、これまでの災害の経験を活かした、支援活動の円滑化・効率化に向けた取組の成果が見られている。

○ これらの経験や、全国的な防災ボランティアを取り巻く環境を踏まえ、「第3期岩手県地域福祉支援計画」及び「岩手県地域防災計画」に基づき本指針を改定し、本県の更なる防災ボランティア活動の推進に取組もうとするものである。

※ 災害の種類（地震、津波、風水害、火山噴火等）、災害の規模及び災害発生時期等によっては、本指針にこだわることなく、状況を見極め柔軟な対応が必要となる場合もあること。

## 第2 岩手県の災害時におけるボランティア活動の状況と課題

### 1 東日本大震災津波におけるボランティア活動の状況

- 東日本大震災津波においては、発災直後から、地元住民や事業者による相互扶助的な支援活動が行われたほか、日本赤十字社及び被災地に独自に拠点を設け自らボランティアの受入れ調整等を行うNPO等によって、救護所設営補助、負傷者の搬送、医師・医療資機材の輸送補助、炊き出し、がれきの撤去・清掃等の活動が行われた。
- 県・市町村社会福祉協議会では、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議や全国社会福祉協議会等の全国の組織・団体から物的・人的支援を受けながら、災害ボランティアセンターを設置し、一般の個人・団体ボランティアの受入れ調整や被災地へ災害ボランティアを派遣するボランティアバスの運行を行った。
- なお、被災地の市町村社会福祉協議会自体も被災し、発災直後は組織としての機能を十分果たせない状況にあったこと、さらに交通網の遮断やガソリン不足などもあり、当初は地元住民など県内のボランティアのみに限定して受け入れるケースが多く、県外からの個人ボランティアの受入れについては、市町村によっては4月に入ってから本格的に可能となるところもあった。5月の連休頃には、ボランティアの受入れ体制づくりと並行して、コーディネートも円滑に行われるようになり、ボランティア活動が活発化した。
- ボランティアの活動内容は多岐にわたり、避難所の運営支援、救援物資の輸送・仕分け、炊き出し、被災家屋や敷地の清掃・整理、写真の復元作業、引越し支援、サロン活動、さらには手仕事（手芸品や木工品等の製作）支援などが行われてきた。県内で活動したボランティアの人数は災害ボランティアセンターを通じたものだけで延べ56万8千人以上（令和2年2月末時点）に上った。

### 2 東日本大震災津波におけるボランティア活動に係る課題

災害ボランティアの活躍の一方で、その受入れや効果的な活動の面に関して、

次のような課題が指摘されている。

#### (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する課題

沿岸部においては、社会福祉協議会の事務所が流出し、書類や機材を失うなどの被害を受けたほか、役職員が犠牲となるなどにより、災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営ができない市町村があった。しかし、社会福祉協議会では、社協自体が大きな被害を受けた場合を想定したマニュアルが整備されておらず、他の社協からの支援の仕組みや職員の役割について、職員間に十分浸透していなかった。

また、過去に災害ボランティアセンターの設置・運営の経験がない社会福祉協議会においては、ノウハウ不足やスタッフ不足が課題となった。

#### (2) 行政、社会福祉協議会、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に関する課題

NPO等や専門ボランティアの受入れ体制が構築されておらず、現地の受入れ窓口となる機関も明確にされていなかったことから、災害ボランティアセンター及び行政において混乱が生じ、マッチングに時間を要した例が見られた。

加えて、行政、社会福祉協議会、NPO等の間での連携が不十分であり、支援内容や地域が重複した一方、支援が行き届かない地域が生じるなど、効果的な支援ができていない面があった。

#### (3) 災害ボランティア活動拠点に関する課題

今般の大震災では、被害が甚大かつ広範囲にわたり、被災地での災害ボランティアセンターの設置場所及び宿泊場所等の活動拠点の確保が困難で、災害ボランティア受入れの障害となった。

#### (4) 被災者ニーズの把握に関する課題

災害ボランティアセンターを設置したものの、初期段階では、どこでどのような支援を必要としているのか把握が難しく、ボランティアの派遣ができない状況があった。



### 3 平成25年7月から9月にかけての大雨洪水災害におけるボランティア活動の状況・課題

- 被害を受けた内陸市町村では、大雨洪水災害による災害ボランティアセンターを初めて設置したところが多く、初期段階においてはノウハウ不足により円滑な運営ができなかった点や、行政と社会福祉協議会との連携不足、両者のあいまいな役割分担により、ボランティアセンターでの混乱が一部発生した点など、東日本大震災津波での課題と共通する点が見られた。

### 4 平成28年台風第10号災害におけるボランティア活動の状況・課題

- 平成28年台風第10号災害では東日本大震災津波の経験を活かし、被災市町村社協では、被災地外の市町村社協の応援を得ながらボランティアセンターの運営がなされた。
- また、県内のNPO等も初期段階からボランティアセンターの運営支援に携わり、それを契機として岩泉町では官民協働による被災者支援の実施につながった。
- 上記のように、これまでの取組が一定の成果を見せた一方で、災害時における行政、社協、NPO等の連携体制が明確に定められておらず、スムーズな情報連携にあたっては、その枠組みの明確化などの一定の課題が見られた。

### 5 令和元年台風第19号災害におけるボランティア活動の状況・課題

- 上記の災害を契機に発足した岩手中間支援組織を中心とした、県内のNPO等によるボランティアセンターの運営支援が活発に行われた。
- また、情報共有の面においても、県及び県社協、岩手中間支援組織の関係者が集まり、各機関の災害対応の状況を情報共有し、ニーズ把握を行うことで、被災地への効率的な支援に寄与した。
- これらの災害を経て、中間支援組織を中心としたNPOとの連携や、関係者間における円滑な情報共有体制構築の推進の重要性が改めて認識されており、これらの一層の推進が今後も求められる。

### 第3 防災ボランティア活動推進のための基本的視点

上記の諸課題を踏まえて、本県では今後の防災ボランティア活動について、以下の3つの視点に立ち推進していく。

#### 1 平時における関係機関・団体のネットワークの構築

- 災害時においては、防災ボランティア関係機関・団体が速やかに連携・協力して活動することが重要であるため、平時から顔の見える関係を構築していく。

#### 2 災害時における連携・協働体制の構築

- 災害時における様々な主体による支援活動を効率的、円滑に進めるために、岩手中間支援組織と連携した情報共有、活動調整のための体制を整備する。

#### 3 地域の「受援力」を高める取組の推進

- 大規模災害時には、県内外から、被災地で防災ボランティア活動を行おうとする個人や団体が多数駆けつけることが想定されるため、被害規模や被災者ニーズをできる限り速やかに把握し、その状況に応じて必要な数のボランティアを受け入れるとともに、より効果的な支援活動が行われるよう、平時から防災ボランティアの受入れ体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進していく。

## 第4 防災ボランティア活動推進のための取組方向

防災ボランティア活動推進のため、第3に掲げた視点に基づき、関係機関・団体との連携・協力の下、以下の取組を進めていく。

### 1 災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた取組

#### (1) 平時からの取組

- 市町村社会福祉協議会は、防災ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルを整備し、関係機関・団体の参画を得て、設置・運営訓練を実施する。
- 市町村においては、災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営に関して、市町村社会福祉協議会との役割分担等を明確にする。
- 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営に向けた体制整備を行うとともに、市町村災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営に向けた支援策を策定する。（支援策には、災害時に被災地外の社協による災害ボランティアセンターへの支援が円滑に行われるようにするための連携体制の構築を含む。）

#### (2) 災害時の取組

- 平時からの検討に基づき、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営を行い、県・市町村はその支援を行う。
- 日赤やNPO等は、自らの支援活動の展開においては、社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターとの連携に努める。
- 被災地の復旧・復興及び被災者支援の充実のため、各関係機関・団体は、被災地の状況や必要とされる支援活動等について、的確に情報発信し、県・市町村社会福祉協議会は可能な限り早期に必要な数のボランティアを受け入れるよう努める。ただし、以下のような場合には、一般のボランティアの受け入れを制限する必要があるため、県・市町村社会福祉協議会は状況に応じて総合的に判断すべきである。
  - ・ 一般のボランティアが立ち入るには極めて危険な地域が多い場合や、

大規模な余震が続く場合など、安全の確保が難しい場合

- 交通網の遮断やガソリン不足が深刻な場合
- 感染症の拡大が懸念される場合 など

## 2 行政、社会福祉協議会、日赤、NPO等の連携・協力による効果的な支援活動に向けた取組

「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」を構築し、災害時の効果的な支援活動を図る。平時及び災害時の取組については、以下のとおり。

⇒詳細：第5 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」について（13ページ）

### (1) 平時からの取組

- 平時から関係機関・団体の連携を図り、災害時の効果的な支援活動につなげる。
- 市町村は、災害ボランティアセンターを設置する市町村社会福祉協議会と役割分担等について十分協議し、NPO等や専門ボランティアの受入れ体制を整備する。
- 市町村は、岩手中間支援組織や市町村域の中間支援組織を通して、地域にどのようなNPO等のボランティア団体があり、どのような活動を行っているかを把握する。

### (2) 災害時の取組

- 県内で大規模災害が発生した場合、「災害時情報共有会議」を設置し、情報共有を図る。
- このほか、県・市町村は、必要に応じて災害対策本部員会議へ社会福祉協議会や日赤・NPO等に出席を依頼し、情報共有を図る。
- 市町村は、平時に整備した体制により、NPO等や専門ボランティアを受け入れる。
- 市町村災害ボランティアセンターは、公的に派遣される医療・保健・福祉等の専門職による支援活動が円滑に行われるよう、求めに応じて協力・連携する。

### 3 防災ボランティア活動拠点の確保・設置に向けた取組

#### (1) 平時からの取組

- 県は、岩手県広域防災拠点配置計画に基づき、防災ボランティア活動の拠点を確保する。
- 市町村は、市町村施設の提供準備や、拠点となりうる民間施設等との協定締結などにより、活動拠点を確保する。

#### (2) 災害時の取組

- 県は、岩手県広域防災拠点配置計画に基づき、防災ボランティアの一時受け入れや情報提供機能を備えた広域支援拠点を設置する。
- 市町村は、市町村施設や協定締結済みの民間施設等を活用して活動拠点を設置する。

### 4 要配慮者世帯の状況及び被災者ニーズの把握に向けた取組

#### (1) 平時からの取組

- 市町村は、一人暮らしの高齢者世帯や障がい者世帯などの要配慮者世帯を把握する。
- 市町村及び市町村社会福祉協議会は、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等の連携を促進するとともに、防災訓練等への住民の参画を働きかけ、住民との連携を強化する取組を進める。

#### (2) 災害時の取組

- 市町村及び市町村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を周知する。
- 市町村社会福祉協議会は、行政、民生委員、町内会・自治会、消防団、自主防災組織等との連携関係を通じて情報収集を図り、被災者ニーズの把握に努める。

## 第5 「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」について

### 1 目的

- 平時から関係機関・団体の連携を図り、災害時の効果的な支援活動につながるため、「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク」を構築する。
- 本ネットワークは「平時の連絡会議」「市町村域ネットワーク」「災害時（被災地、広域）の情報共有会議」で構成する。

### 2 連絡会議（平時）の設置

#### (1) 目的

平時における防災ボランティアの受入れに関する役割分担や、連携・協働のあり方を確認・協議するため、県域レベルの連絡会議を設置する。

#### (2) 構成機関

- ・ 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- ・ 県内市町村社会福祉協議会の代表
- ・ 日本赤十字社岩手県支部
- ・ 岩手中間支援組織
- ・ 公立大学法人岩手県立大学
- ・ 県内市町村の代表
- ・ 岩手県

#### (3) 主な取組

- ・ 構成団体の活動事例共有
- ・ 災害対応研修の実施
- ・ 共同での訓練実施・参加（災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施、防災訓練への参加 等）
- ・ 本指針に基づく取組進捗確認
- ・ 本指針の随時改正
- ・ 災害時情報提供会議の構成機関との関係構築
- ・ 市町村域ネットワークの構築促進 等

### 3 市町村域ネットワークの構築

#### (1) 目的

災害時に、災害ボランティアセンターを迅速に設置し、円滑に運営するとともに、効果的な支援活動を展開するため、市町村社会福祉協議会を中心として、各市町村域に設置する。

#### (2) 構成機関

- 市町村
- 市町村社会福祉協議会
- NPO、ボランティア団体等（市町村域の中間支援組織含む）
- 民生委員、町内会、自治会、消防団、自主防災組織 等

#### (3) 主な取組

- 災害時に各市町村域で活動する支援団体の平時からの相互把握
- 構成団体の活動事例共有
- 災害福祉マップ（要配慮者の住所や支援者の所在等を描き込んだマップ）の作成、共有
- 防災マップ（ハザードマップ）の作成、共有
- 災害対応研修の実施
- 共同での訓練実施・参加（災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施、防災訓練、災害時情報共有会議の設置訓練への参加等） 等

### 4 災害時情報共有会議（広域）

#### (1) 目的

災害時情報共有会議（被災地）で提起された被災者支援に係る課題等の検討等を行う。

#### (2) 構成機関

- 岩手県（保健福祉部地域福祉課）
- 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- 岩手中間支援組織

- その他の機関についても、必要に応じて参加を依頼する。

### (3) 設置基準

構成機関が開催の必要があると認めた場合。

### (4) 設置場所

県庁又は地域防災計画に基づく広域支援拠点（岩手大学、岩手県立大学）

### (5) 内容

- 被災者支援に係る個別の課題の検討
- その他、被災地における支援活動の課題に関すること

### (6) その他

- 災害発生時、各団体の担当者は早急に連絡を取り合い、初回の会議の開催について調整する。

## **5 災害時情報共有会議（被災地）**

### (1) 目的

被災者支援を行う様々な主体（行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等）が一堂に会し、活動内容の共有を行うことで、被災地における円滑な被災者支援の実現を図る。

### (2) 構成機関

- 被災市町村
- 被災市町村社会福祉協議会
- NPO、ボランティア団体等（市町村域の中間支援組織含む）
- 民生委員、町内会、自治会、消防団、自主防災組織 等

### (3) 設置基準

構成機関が開催の必要があると認めた場合。

### (4) 設置場所

被災地付近（地域防災計画に基づく後方支援拠点 ほか）

### (5) 内容



- 岩手中間支援組織（または市町村域の中間支援組織）による被災者のニーズと支援団体のマッチング、コーディネート
- 行政（県、市町村）との情報共有（被害状況、支援制度等の適用状況）
- 災害ボランティアセンターとの情報共有（ボランティア募集状況、被災者のニーズ等）
- 各支援団体との情報共有（被災者のニーズ、自団体の活動状況）

#### (6) その他

- 災害時の円滑な被災者支援にあたっては、市町村域の構成団体を主体とした情報共有体制の構築、その事前の役割分担が重要である。
- 本会議においては、県や県社会福祉協議会などの広域会議構成団体も必要に応じ、会議に参加するなど積極的な運営支援を行う。
- 被災者支援に携わる団体、個人がオープンに参加可能な会議として開催する。
- 会議の運営にあたっては、JVOAD等の運営ノウハウを持った団体の支援を受けることについても検討する。
- 県、市町村は協議の上、開催場所の提供等を行う。
- また会議の構成機関は、平時においても、岩手中間支援組織の支援を得ながら、お互いの関係構築に努める。